

教育未来創造会議の開催について

令和3年12月3日
閣議決定
令和4年9月2日
一部改正

1. 我が国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要がある。このため、「教育未来創造会議」（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
議長代理 内閣官房長官、文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣
構成員 厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び我が国の未来を担う人材の育成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者
3. 会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 「教育再生実行会議の開催について」（平成25年1月15日閣議決定）は廃止し、廃止前の教育再生実行会議が行った検討等については、会議に引き継ぐものとする。